

平成25年2月28日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 齊木 亨
4番 小池 拓司	5番 鈴木 深由希	6番 桑田 典章
7番 岡田 美津子	8番 久保井 昭則	9番 助木 達夫
10番 新家 良和	11番 福岡 誠志	12番 山村 恵美子
13番 澤井 信秀	14番 杉原 利明	15番 穴戸 稔
16番 保実 治	17番 池田 徹	18番 大森 俊和
19番 竹原 孝剛	20番 平岡 誠	21番 小田 伸次
22番 林 千祐	23番 亀井 源吉	24番 伊達 英昭
25番 國岡 富郎	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元 廣修
財務部長 中原 環	地域振興部長 藤井 啓介
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 大 鎗 克文
総合窓口センター部長 瀧 奥 恵	市民病院部事務部長 田 邊 俊
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 上岡 譲二
産業部長 堂本 昌二	君田支所長 平岡 淳
布野支所長 反田 博美	作木支所長 瀧 奥 祥二郎
吉舎支所長 中野 誠二	三良坂支所長 渡 辺 健次
三和支所長 行原 雅典	甲奴支所長 藤原 晴彦
監査事務局長 伊川 文雄	選挙管理委員会事務局長 池田 祐治
農業委員会事務局長 高家 幸男	

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 福永 清三	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 池本 敏範
政務調査主任 瀧熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定 (22日間)
第 2		市長の施政方針について
第 3		議会改革推進特別委員長中間報告
第 4		広報広聴特別委員長中間報告
第 5	報告第 1 号 報告第 2 号 報告第 3 号 報告第 4 号 報告第 5 号 報告第 6 号 報告第 7 号	専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて) 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて) 専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (訴えの提起について) 専決処分の報告について (訴えの提起について)
第 6	議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号	三次市新型インフルエンザ等対策本部条例 (案) (教育民生委付託) 三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例 (案) (産業建設委付託) 三次市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 (案) (産業建設委付託) 三次市空き家等の適正管理に関する条例 (案) (産業建設委付託) 三次市行政組織条例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託) 三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (産業建設委付託) 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (案) (産業建設委付託) 三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (総務委付託)

日程番号	議案番号	件名
第 6	議案第31号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく専用水道の整理に関する条例（案）（教育民生委付託）
第 7	議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第36号	損害賠償の額を定めることについて（教育民生委付託） 市道路線の認定について（産業建設委付託） 土地改良事業計画の変更について（産業建設委付託） 指定管理者の指定について（産業建設委付託） 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（総務委付託）
第 8	議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号	平成24年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）（予算決算委付託） 平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成24年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成24年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託） 平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託） 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）（予算決算委付託） 平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）（予算決算委付託） 平成24年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）（予算決算委付託）

日程番号	議案番号	件名
第 9	議案第 2 号	平成25年度三次市一般会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第 3 号	平成25年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第 4 号	平成25年度三次市診療所特別会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第 5 号	平成25年度三次市介護保険特別会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第 6 号	平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第 7 号	平成25年度三次市土地取得特別会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第 8 号	平成25年度三次市下水道事業特別会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第 9 号	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第10号	平成25年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第11号	平成25年度三次市病院事業会計予算（案）（予算決算委付託）
	議案第12号	平成25年度三次市水道事業会計予算（案）（予算決算委付託）
	第 1 0	発議第 1 号
第 1 1		株式会社三次ケーブルビジョン問題について
第 1 2	陳情第 1 号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について（総務委付託）

平成25年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成25年2月28日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	21
第 2		市長の施政方針について	21
第 3		議会改革推進特別委員長中間報告	32
第 4		広報広聴特別委員長中間報告	33
第 5	報 1	専決処分の報告について（訴えの提起について）	34
	報 2	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	34
	報 3	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	34
	報 4	専決処分の報告について（訴えの提起について）	34
	報 5	専決処分の報告について（訴えの提起について）	34
	報 6	専決処分の報告について（訴えの提起について）	34
	報 7	専決処分の報告について（訴えの提起について）	34
第 6	議 23	三次市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）	37
	議 24	三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例（案）	37
	議 25	三次市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）	37
	議 26	三次市空き家等の適正管理に関する条例（案）	37
	議 27	三次市行政組織条例の一部を改正する条例（案）	37
	議 28	三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	37
	議 29	三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）	37
	議 30	三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	37

日程番号	議案番号	件名
第 6	議 31	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく専用水道の整理に関する条例（案）……………37
第 7	議 32	損害賠償の額を定めることについて……………54
	議 33	市道路線の認定について……………54
	議 34	土地改良事業計画の変更について……………54
	議 35	指定管理者の指定について……………54
	議 36	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………54
第 8	議 13	平成24年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）……………55
	議 14	平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）……………55
	議 15	平成24年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）……………55
	議 16	平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）……………55
	議 17	平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）……………55
	議 18	平成24年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）……………55
	議 19	平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）……………55
	議 20	平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）……………55
	議 21	平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）……………55
	議 22	平成24年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）……………55
第 9	議 2	平成25年度三次市一般会計予算（案）……………59
	議 3	平成25年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）……………59
	議 4	平成25年度三次市診療所特別会計予算（案）……………59
	議 5	平成25年度三次市介護保険特別会計予算（案）……………59
	議 6	平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）……………59

日程番号	議案番号	件名
第 9	議 7	平成25年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………59
	議 8	平成25年度三次市下水道事業特別会計予算（案）……………59
	議 9	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）……………59
	議 10	平成25年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）……………59
	議 11	平成25年度三次市病院事業会計予算（案）……………59
	議 12	平成25年度三次市水道事業会計予算（案）……………59
第10	発 1	三次市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する 条例（案）……………66
第11		株式会社三次ケーブルビジョン問題について……………67
第12	陳 1	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能 の充実を求める意見書の提出について……………67


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様には、大変お忙しい中お越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日から平成25年3月定例会を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は26人であります。

これより平成25年3月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、平岡議員及び竹原議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月21日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって会期は22日間と決定をしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 市長の施政方針について

○議長（沖原賢治君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

平成25年3月三次市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する私の所信と平成25年度の主要施策の概要について御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のお理解と御協力を賜りたいと存じます。

我が国を取り巻く経済環境は、長引く円高、デフレ不況、東日本大震災や欧州政府債務危機の影響など、厳しい状況が続いていますが、2月14日に内閣府が発表した平成24年10月から12月期の国内総生産、GDPですが、速報値は3・四半期連続のマイナス成長であるものの、前期に比べマイナス幅は大幅に減少しました。

また、平成24年12月26日に発足した第2次安倍内閣は、経済再生・デフレ脱却を最優先課題に位置づけ、1、大胆な金融政策、2、機動的な財政政策、3、民間投資を喚起する成長戦略を3本の矢として取り組むアベノミクスと呼ばれる政策を打ち出しました。その第一弾として、

1月11日に日本経済再生に向けた緊急経済対策が閣議決定され、補正予算が2月26日に国会で可決成立をしました。さらに、平成25年度の予算編成も含め、強い経済を目指しています。

このような我が国の経済状況とそれへの政府の対応の一方で、本市におきましては、三次商工会議所が発表した平成24年10月から12月期の三次市景況調査報告によりますと、景気の本格的な回復にはほど遠い状況であり、8割近くの78.9%の企業が景気対策を望んでおられます。

このように、足元の経済状況は依然として厳しく、先行きも不透明でありますので、国の緊急経済対策を活用した景気・経済対策事業を展開しながら、産業振興、雇用創出、地域活性化に全力を挙げていきます。

この3月には、中国横断自動車道尾道松江線がいよいよ島根から本市へつながります。また、平成26年度の全線開通を迎えますと、本市は中国横断自動車道尾道松江線と中国自動車道とのクロスポイントとなり、利便性の向上が図られると同時に、尾道一松江間が大幅な時間短縮となることから、本市が通過点となる可能性も出てきます。

そこで、全線開通を契機として、地域資源を最大限に活用した、本市が目的地となるための施策である、尾道松江線を生かすオール三次活力づくりの展開を官民一体となって実行し、外部からの人及び消費購買力を取り込み、本市の活力を高めてまいりたいと考えております。

また、少子・高齢、人口減少を初めとする社会状況、不況や震災を背景とした人々の価値観の変化など、自治体を取り巻く状況が想像以上に急激に変化している中で、その変化を的確に捉え、いかに対応していくかが今後のまちづくりに大きな差をもたらすこととなります。

そこで、本市のまちづくりの指針である総合計画の計画期間を1年前倒しをし、議会の御理解をいただいて、平成25年度中に新たな総合計画を策定する考えであります。

変化への対応力を磨き、厳しい時代を乗り越えていくためには、社会を担う人と人とのきずなが重要であります。さまざまな分野で活躍しておられる市民の皆さんに市民まちづくり塾としてかかわっていただくなど、市民の皆さんの声をこれからのまちづくりに積極的に生かしていくとともに、多様化するニーズに対応し、市民、団体、企業、行政など市を構成するみんなが適切な役割分担のもとに相互に補完、協力しながら発展していける地域社会の形成を目指してまいります。

また、昨年東日本大震災の被災地を訪問いたしました。被害の甚大さに驚きを禁じ得ず、進まぬ復興や山積する課題に心が痛む思いでございます。このような災害が起こった際は、必要な対策を迅速に行い、市民の皆様の生命や財産を守っていくことが行政の最も重要な使命であると改めて感じるとともに、自主防災組織の重要性を再認識し、防災・減災の取り組みを市民の皆さんと力を合わせながら進めていくことがいかに大切であるかということを実感いたしました。同時に、山紫水明の地、私たちのかけがえのないふるさと、美しい三次を守りたいと切に感じたところです。

本市の財政も非常に厳しい中ではありますが、本年度の前進から本市の将来の発展につながる諸施策を計画的に実行する年度と位置づけ、生活最優先都市三次の実現に向けたさまざまな施策を展開していく所存であります。

引き続き、市民の皆さんとの対話を深め、徹底した情報公開を行い、市民の皆さんと市役所との情報共有を進める中で、信頼される市役所づくりを推進し、活力と誇り、市民の幸せの実現に向け、全力を傾注していく決意を新たにいたしましたところでございます。

国の財政運営につきましては、平成25年度末で借入金等を含む長期債務残高見込みが地方合わせて977兆円程度と過去最大となり、対国内総生産比の200%に達する見込みであります。

このような財政状況の中で編成された国の平成25年度一般会計予算（案）の規模は約92兆6,000億円で、前年度対比で2.5%の増額となっております。

また、国の平成25年度地方財政対策においては、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、必要となる地方の一般財源総額は平成24年度と同水準の59兆8,000億円を確保するよう盛り込まれていますが、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が穏やかに回復することが見込まれる一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移する見込みであり、依然として厳しい財政運営となることが予想されます。

本市におきましては、人件費の抑制を図り、内部管理経費を初めとした経常経費全般について、徹底した節減、合理化に努めるとともに、市税収入等の確保、さらには有利な財源の活用や繰上償還による後年度負担の軽減などを行った効果により、平成23年度決算の実質公債費比率は、前年度比0.9ポイント減の13.7%、将来負担比率は前年度比21ポイント減の93.1%と着実に改善させてまいりました。

また、全基金の総額は、合併時の61億1,596万4,000円から、平成24年度末で155億543万1,000円と、約93億9,000万円増額となる見込みであります。中でも、自治体が計画的な財政運営を行うための積立金である財政調整基金については、合併時14億5,081万5,000円から、平成24年度末では37億973万円となる見込みであり、合併中期の平成19年度末の20億2,414万6,000円と比較すると、約16億9,000万円、率にして約83%の増額となる見込みであります。

引き続き、財政基盤の確立に向けて、財政指標等の改善に努めてまいります。

次に、平成25年度の予算編成の基本方針について申し上げます。

平成25年度の予算案は、昨年策定いたしました三次市実施計画に掲げる施策を着実に推進し、東日本大震災を教訓とした防災対策の強化や経済・雇用対策等の緊急の課題に対応するとともに、基本的な施策としての「がんばる」「あんしん」「ぬくもり」「はぐくむ」「かいかく」のまちづくりをさらに進める予算編成を行いました。

特に重点ビジョンとして、中国横断自動車道尾道松江線の活用、防災・減災への取り組み、いきいき健康日本一のまちの3点を掲げ、オール三次観光・交流事業の展開や景気対策に取り組むとともに、災害に強い地域防災体制の整備と再構築、さらには地域ぐるみの健康づくりによる健康寿命の延伸などに重点を置いた事業展開を図ります。

予算編成上留意した点は、行財政運営の健全化を進めるために、行財政改革大綱及び推進計画に基づく人件費の抑制、内部管理経費の削減やアウトソーシングの推進などに並行して、プライマリーバランスの黒字の維持、財政調整基金を標準財政規模の10%以上確保すること、新規市債発行額を起債償還元金以内に制限するなどのガイドラインを設定いたしました。その

上で、実施計画の着実な実行との均衡を考慮した合併総仕上げ実行型の予算として編成を行ったところです。

特に、国の経済対策を活用した景気対策にも重点を置いた上で、全体的には、後年度負担に配慮しながらも、生活に直結した事業に最大限予算配分をし、まちづくり基幹プロジェクト事業の拡充や新たな計画づくりも組み込んだ上で、各施策が着実に推進できる予算としました。

次に、平成25年度予算案の概要について申し上げます。

平成25年度の予算規模としては、一般会計は、平成24年度当初に比べ若干下回る、0.2%減、8,000万円減額の383億5,000万円となっております。これは、平成24年度当初予算において三次市土地開発公社の解散に向けて土地購入費等7億2,000万円余りを計上していましたが、平成25年度当初予算ではこの予算がなくなることから、実質的には1.7%の増となります。

さらに、国の経済対策を活用しました平成24年度3月補正予算案の経済対策予算分を一体的に実行するものとして、平成25年度当初予算案と合計した予算規模は約408億7,000万円となり、前年度当初予算と比較すると6.4%の増額となりました。

次に、8つの特別会計については、平成24年度当初と比べて0.8%の減、187億2,985万5,000円となっております。一般会計と特別会計、さらに2つの企業会計を合わせた市全体の予算額は、0.7%減、682億2,414万2,000円といたしました。

一般会計歳出の特徴としては、社会保障関係経費である扶助費の自然増や物件費、普通建設事業費が増加したものの、定員管理の計画的な取り組みによる職員人件費の減額に加えて、公債費、繰出金等が減額となりました。

特に、一般会計の普通建設事業費等の投資的な経費については、平成25年度への繰越事業となる3月補正予算案の経済対策予算分を加えますと約92億8,000万円となり、平成24年度当初予算に比べて約1.4倍の増額となっております。

さらには、これに特別会計・企業会計の投資的経費を加えた全会計の公共投資事業に係る予算額は約123億8,000万円となりました。

それでは、その主要な施策について御説明をいたします。

まず、景気対策につきましては、国の緊急経済対策を活用して、市内経済の安定と市民の皆様が安全・安心に暮らすことができるよう、道路改良、学校の耐震化、農業基盤整備、都市基盤整備など実効性、波及効果のある地域経済活性化策に積極的に取り組みます。平成25年度に入りましても、国の地域の元気臨時交付金の活用を想定しながら、切れ目のない経済対策により、市民の皆さんが実感の持てる経済対策を打っていきます。

第1のテーマであります「がんばるまちづくり」につきましては、人口減少、少子・高齢社会の進行する中、厳しい経済状況を克服し、活力と誇りのあるまちを目指してまちづくりを進めていきます。

特に中国横断自動車道尾道松江線の開通を契機とした地域活性化策である地域戦略プランを踏まえながら、必要な施策を補い、政策体系としてまとめた道松江線を生かすオール三次活力づくりの展開の4本柱である産業活力の強化、観光の展開、交流の展開、がんばるまちづくり

に重点を置いた施策を実施いたします。

産業活力の強化の面では、まず企業誘致につきましては、本年度から市長直轄の企業誘致課を新設し営業活動を強化したところ、昨年10月15日に広島県営三次工業団地3期分譲地へ1社が進出しました。今後も、さらなる企業の立地に向けて、引き続き広島県と連携を図りながら、情報発信や企業セミナーなど、営業活動を強化した戦略的な誘致活動を行ってまいります。

中小企業の振興につきましては、中小企業の経営の安定を図るための預託融資制度の実施や、日本政策金融公庫の中小企業経営改善資金の利子補給事業を引き続き実施するとともに、地域の雇用を支える中小企業の受注の拡大を図るリフォーム支援事業補助を拡充します。また、市内中小企業の人材育成及び就職希望者の就労支援のため、就職活動中の市民の皆様及び本市内事業所に勤務する勤労者の皆さんを対象とした、職業訓練法人広島北部地域職業能力開発協会に委託して、スキルアップや資格取得を目的とした幅広い分野の職業訓練を実施します。

農林畜産業の振興につきましては、生産を強化するための新規事業として、新規就農者・認定農業者育成への支援を行う活力ある担い手支援事業を行います。また、地産地消事業、振興作物支援事業をオール三次農産物振興事業として実施します。販売を強化するため、みよしブランド製品の確立に努めます。観光との連携や就農による定住の実現を目指して、農業生産力の向上につながる農業交流連携拠点施設整備に向け、関係団体の皆さんと施設運営組織の設立検討会を設置し、施設整備に向けた具体化に取り組みます。また、揚水機や水利施設の整備を初め、かんがい排水、農道整備、老朽ため池等の農業基盤施設の整備を行います。

畜産関係の新規事業として、水田への放牧牛導入への支援を行います。また、和牛改良推進事業と酪農・肉用牛ヘルパー利用助成、放牧用施設整備への助成等を行う畜産経営支援事業をみよし放牧の里づくり事業として実施します。

林業分野では、新規事業として、森林資源の活用による環境貢献と産業創出に関する調査研究を行います。また、引き続き地域住民の利便性の向上や森林資源の利活用、森林の持つ多面的機能の維持増進のため、林道整備を進めます。

観光・交流の展開といたしましては、平成26年度の中国横断道尾道松江線的全線開通を見据えて、観光協会、商工団体、民間事業者及び行政が一体となって、総合的・戦略的・効果的に観光・交流の振興を図っていきます。そのための情報発信事業や、交流人口拡大に向けたイベントの開催支援等、三次市観光キャンペーン実行委員会を中心に取り組みます。

また、市内への誘客のための案内看板設置などを行う三次の観光づくり事業や、観光推進事業等補助として、各観光協会への活動補助及び各地域イベント等の開催支援補助を行います。加えて、平成25年度から観光宿泊者数の増加を目指して、新たにクーポン券等の支給による観光宿泊者助成支援事業を行い、交流人口の拡大と観光客増加を図ります。

三次地区のまちづくり事業といたしましては、三次町歴史的地区環境整備事業として家屋の修景補助を継続するほか、三次市文化会館の跡地の利活用を含めた三次町活性化に向けた整備の基本構想の策定や人形作家の辻村寿三郎氏の人形展示に向けて、三次市歴史民俗資料館改修事業を行います。

また、農村体験・自然体験交流を定住につなげていくため、平成24年10月に設立した、地域資源を活用した都市住民との交流に取り組むみよし田舎ツーリズム協議会への活動支援補助を行うとともに、都市部に住む若者を対象に市政、イベント、企業、就職、特産品等の情報を電子メールで定期的に発信するヤングライフお便り発信事業を実施し、若者とふるさとを結び、帰三を促進します。

がんばるまちづくりといたしましては、引き続きがんばる産業支援事業として、農家民宿開業支援、6次産品化推進事業といった農業者等への支援、チャレンジショップ運営支援事業、商店街活性化支援事業といった商店街等の支援、新技術・新製品開発支援事業補助、販路拡大支援事業補助、新規開業支援事業補助、空き店舗出店支援事業といった中小企業者等の支援のほか、新たな事業、創意工夫のある取り組みを支援する創意工夫ビジネス支援事業や地域産品開発支援事業を実施します。

また、地域課題を克服する地域力の創造に対して支援するがんばる地域支援事業、交流人口拡大と地域力の創出に必要な施設整備を支援するがんばる地域・産業施設整備支援事業を実施し、頑張る市民の皆さんを全力を挙げて応援していきます。

さらに、平成25年度からは、意欲ある女性の社会進出とシニア層が活躍する生涯現役社会の実現のため、女性・シニア起業支援事業を展開し、起業のための研修会の実施や支援を行います。

まちづくり基幹プロジェクトといたしまして、市民ホールの建設に着手します。平成26年秋の完成を目指して整備を進めてまいります。

財源としては、政府の緊急経済対策を活用し、市の直接負担を最小限に抑えます。市民ホールは、多様化する市民の皆さんの文化芸術活動に柔軟かつ的確に対応できる施設として、さらには、交流や文化情報発信など、新たな機能を持つ文化拠点施設として本市の中核となることが期待される施設であります。本年度に引き続き、ワークショップに参加される皆さんを中心に、ホールの活用等に協議を進めてまいります。

新庁舎建設事業につきましては、老朽化し、耐震に問題のある本館を建てかえ、東館を生かしながら、分散配置となっている部署の機能集約による市民の皆様の利便性の向上と、災害発生時の復興の拠点としての機能などを持たせるための建設工事を行います。

なお、4月からは一部の部署が仮庁舎へ移転いたしますので、当分の間、市民の皆さんには御迷惑をおかけいたしますが、広報に努め、サービスの低下につながらないように、各部局間で横の連携をしっかりとっていきます。

私は、市民ホール建設事業、新庁舎建設事業、先ほど申しあげました農業交流連携拠点施設整備事業の3つを実行の年の主要プロジェクトとして位置づけ、市の組織上に特命プロジェクト推進部を設置し、着実に実施してまいり所存であります。

そのほか、三次駅周辺整備事業といたしましては、観光情報発信施設や駐輪場の整備、交通センターの整備などに取り組めます。

また、みらさか土地区画整理事業といたしましては、昨年度の地元の合意を受け、建築物改

修等の補助を行うとともに、建物移転及び橋梁下部工事等、年次計画に基づいて着実に進めてまいります。

これらのまちづくり基幹プロジェクトを着実に進めることで本市の生活基盤整備を整え、激変する財政状況へ備えてまいります。

2つ目のテーマであります「あんしんのまちづくり」につきましては、生活最優先の市政を推進し、市民の皆様が安心して快適に生活できる環境を計画的に整備します。

東日本大震災発生から間もなく2年が経過しようとしています。いまだ復興には長い道のりと多くの課題が積み残されています。自然災害に対する市民の皆さんの不安解消を図り、災害リスクに備えて必要な対策を行い市民の皆様生命や財産を守っていくことは、行政の最も重要な使命であります。そのためには、市民の皆様の協力が必要不可欠であります。市民の皆さんと力を合わせながら、ハード・ソフトの両面から安全で安心できるまちづくりを進めることが重要だと認識しております。

防災・減災対策として、自主防災組織の組織化を進めていくとともに、新たに自主防災組織育成活動補助、避難所の備蓄品整備、消防資機材の整備等を行う緊急地域防災力強化事業を実施します。災害発生時の想定被害範囲や避難場所などの情報を地図上に図示した土砂災害ハザードマップの作成も引き続き行い、災害発生時に迅速・的確な避難を行うことができるように努めます。防災・行政情報伝達システム整備事業として、ケーブルテレビの音声告知による防災・行政情報伝達システムの整備や携帯電話緊急一斉メール送信整備事業など、緊急防災情報の迅速な伝達方法の整備を行います。消防防災体制の充実強化のため、備北地区消防組合へ消防救急無線デジタル化のための負担金を支出します。

また、地震から子どもたちの命を守るため、学校・保育所耐震化等整備事業といたしまして酒河小学校、三良坂中学校、布野中学校、栗屋保育所の耐震化を行う予定であり、国の目標に先駆けて、平成25年度で建てかえ予定の三良坂小学校を除く全ての小・中学校の耐震化を完了させます。

犯罪の起こらない安全で安心な地域環境づくりを進めるため、新たに防犯カメラ設置事業を実施します。

持続可能な社会の形成に向け、環境対策といたしましては、再生可能エネルギーの活用等による二酸化炭素排出量の削減を進めるため、住宅用太陽光発電設備設置補助やペレットストーブなど購入補助、LED防犯灯設置補助を継続します。

廃棄物処理施設整備事業として、環境クリーンセンター内の廃棄物処理設備の整備や下荒瀬最終処分場の計画的施設整備などを行い、適切な管理運営に努めます。

全ての市民の皆さんが暮らしやすい地域をつくるため、地域公共交通に関する施策としては、市民バスの運行委託、デマンドバス、タクシー運行や地方バス路線の効果的・効率的な維持など、通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段を守っていきます。

新規事業としては、高齢者運転免許自主返納支援事業を行い、高齢者の皆さんの交通事故防止と交通機関利用券支給による公共交通の利用を促進します。

また、老朽危険建物除却促進事業により、危険建物の除却促進の補助を行います。

生活基盤の整備の面からは、道路や上下水道の整備を進め、生活環境の向上に努めます。県道青河江田川之内線や市道西酒屋仁賀線を初めとする道路改良や道路修繕、橋梁の点検・長寿命化など、生活最優先の視点で、必要性や緊急性の高いものから順次効率的に整備を行います。

上水道事業では、市民の皆さんに安全で安心できる良質な水を供給するため、引き続き給水区域の拡大、配水施設・浄水施設の整備、老朽管の更新に取り組みます。水道未普及地域解消のため、粟屋、川西、河内地区の整備を進めていきます。また、作木、吉舎、三良坂、三和地区については、簡易水道事業により整備を図ります。

下水道事業では、市民の皆さんの快適な生活環境づくりのため、処理区の拡大、処理施設の整備に引き続き取り組みます。公共下水道三次処理区における三次水質管理センターの整備並びに管渠布設工事や特定環境保全公共下水道布野処理区における布野水質管理センターの実施設計業務等を行います。

農業集落排水事業は、平成24年度で整備事業は完了しましたので、維持管理に注力します。

小型合併浄化槽設置整備補助事業を引き続き実施し、快適な生活環境の創造を図ります。

また、情報化に関する取り組みとして、ケーブルテレビ事業との関係を含む本市の情報化対応の方向性を明らかにするため、必要な調査検討を行います。

本市の主要施策の効果を十分に発揮していく上でも、国や広島県との連携が重要です。国との関係においては、中国横断自動車道尾道松江線の整備や河川改修・河川環境整備などにおいて、引き続き連携協力してまいります。広島県との関係においては、国道183号や375号を初めとした国道・県道の整備、幹線林道の比和新庄線や県営備北南部地区広域営農団地農道の整備、県営三次工業団地3期の誘致活動などにおいて引き続き連携協力してまいります。

今後も国、県への要望活動を積極的に行い、さらなる事業展開に向けて努力を重ねてまいります。

3つ目のテーマであります「ぬくもりのまちづくり」につきましては、次世代を担う子どもたちの健やかな成長、高齢者や障害者の皆さんの福祉の増進、市民の皆様の健康や生命を守る保健・医療対策など、多様化・複雑化するニーズに対して、一人一人が尊重され、ともに認め合い、家庭や地域で支え合い、住みなれた地域で安心して生き生きと暮らすことのできる環境整備を行います。

子育て支援では、子育てと仕事が両立できるまちづくりを進めるため、引き続き延長保育や休日保育、第3子目以降の保育料無料化や乳幼児から中学校3年生までの児童・生徒の乳幼児等医療費の助成を行うとともに、子育てに優しいまちづくりを目指して、新たに子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組みます。

また、留守家庭児童を地域社会の中で健やかに育む環境づくりや健全育成を図る対策として、放課後子ども教室や放課後児童クラブを拡充します。

さらに、保育士等処遇改善臨時特例事業として、安心子ども基金特別対策事業による私立保育園への助成を行います。

多様な子育てニーズに対応するとともに、より効率的・安定的な保育所運営を図るため、保護者の皆様の御理解をいただきながら、保育所運営の民間委託を進めます。また、発達面で心配のある乳幼児の相談や発達段階に応じた集団指導、保護者支援を行う子ども発達支援センター運営事業を引き続き行います。

みよし運動公園に大型遊具を設置し、親子で楽しく触れ合う場を充実させ、子育て世代のニーズに応えます。

保健の分野では、第2次健康増進計画に基づき、「いきいき健康日本一！」を目指して、健康寿命の延伸を図ってまいります。そのために、生活習慣病予防・重症化予防事業の拡充を図るとともに、新たにノルディック・ウォーキング普及事業等を行う健康運動推進事業や、人と地域との連携による健康感を高める取り組みなど、健康づくりを支える地域づくり事業を行います。

また、そのための体制整備として、地域包括支援センターの機能強化を進め、福祉総合相談、支援の充実を目指してまいります。

福祉の分野では、高齢者や障害者の皆さんが住みなれた地域で自立して生活が送れるような体制づくりを推進するため、高齢者見守り隊事業、元気ハツラツ事業、高齢者トレーニング事業、緊急通報装置給付事業などを引き続き行い、障害者の皆様の外出支援を行うため、障害者福祉タクシー利用助成、園芸福祉活動支援事業を継続し、障害福祉サービス給付事業を拡充します。

また、本格的な高齢社会を迎え、本市で暮らす高齢者の皆さんにできるだけ長く元気でいていただく、また介護が必要になっても安心して暮らせるように、次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた調査業務に着手します。

今や全国的に、医師不足や地域偏在など、地域医療を取り巻く環境は深刻化しております。この状況を改善すべく、医師の確保に全力を挙げた結果、新たに医師を確保することができました。市立三次中央病院では、4月から専任の精神科医によるがん患者と家族の皆さんの精神的な苦痛を和らげる緩和ケア外来を新設します。また、陽電子放射線断層撮影装置、いわゆるPET-CT、人工透析装置などの医療機器・施設整備の拡充を図ることで高度医療の受診機会を提供します。

入院患者数と看護師の割合を10対1から7対1とする質の高い看護の実現に向けて引き続き取り組み、自分たちの暮らす地域において安心して医療を受けたいという市民の皆様の切実な思いの実現を目指します。

また、市立三次中央病院では、病院職員と協力して患者の皆さんが少しでもよい状態で治療を受けることができるようにお手伝いをさせていただき病院ボランティアを募集しています。玄関での車の乗降や診察申込手続のお手伝いなど、細やかで温かみのあるサービスの担い手として大きな役割を期待しています。

同時に、三次地区医師会が運営する三次地区医療センターなど市内の医療機関との連携を強化し、1次救急医療の体制整備を図ることで、市民の皆さんが安心して医療が受けられる環境

づくりにも努めます。

性別にかかわらず、一人一人の個性を尊重し、能力を発揮することができる社会をつくりたいかなければなりません。男女共同参画社会の形成に向けて、講演会の実施などによる意識啓発、女性の就労支援や子育て支援など、女性の皆様の社会参加と活躍に向けた環境整備を図っていきます。また、人権尊重意識の啓発なども行ってまいります。

4つ目のテーマであります「はぐくむまちづくり」といたしましては、本市の将来を担う子どもたちを育てるためには、学校や家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、一人一人の子どもたちが意欲的に学べる環境の整備や、地域の文化や歴史を伝え、三次に生まれてよかったと誇りを持てる子どもたちを育てる教育が必要です。

学校教育の分野では、みよし教育ビジョンに基づき、夢に向かって挑戦し、自立を図るとともに、他者と協力し、進んで住みよい社会の実現に貢献する、心豊かでたくましい人づくりを行います。

児童・生徒の学力向上を目的として、市費の教員を任用し、小学校においては少人数学級編制や少人数授業、中学校においては少人数習熟度別授業などを行い、きめ細やかな指導を継続します。

まちづくりは人づくりであります。教育の重要性を見詰め直し、未来につながる子どもたちを育てる施策を進めてまいります。

また、本市の学校教育の将来像、身につけるべき力について提言いただける場として、明日の三次教育創造懇話会を新設します。引き続き、知・徳・体向上三次プランの実施、特色ある学校づくり支援事業等を実施するとともに、地域の教育力を生かしながら、義務教育9カ年間を一貫した教育方針に基づいて教育する小中一貫教育推進事業を拡充します。

安全・安心な児童・生徒の学びの環境を整備するため、新たに児童・生徒安全確保整備事業として、保護者の携帯電話への一斉メール送信による緊急連絡網の整備を行います。

三良坂小中一貫教育校建設工事、酒河小学校校舎増築等工事を行います。

また、学校給食施設整備事業として、給食調理場の衛生・作業環境向上のため、エアコン整備を行います。

学校給食調理業務委託として、引き続きデリバリー給食を行うとともに、布野学校給食共同調理場においては、地域と連携した学校給食調理業務の民間委託を推進します。

社会教育の面からは、スポーツのまち三次の実現に向けて、スポーツ活動を通じた活力あるまちづくりを展開します。次世代を担う子どもたちのスポーツ活動への助成を行う「スポーツのまち三次」活動支援事業など、市民、特に小・中学生が参加するスポーツの振興に取り組みます。

また、交通の結節点であるという好立地を生かし、スポーツ合宿の増加を目指して、市内宿泊事業者や社会体育施設指定管理者などの関係団体と協議を行いながら誘客に努めるとともに、宿泊者への支援を行うスポーツ合宿者支援事業を行い、スポーツ交流を進めていきます。合宿誘致を進める中で、酒屋総合交流施設整備に向けて、基本計画を策定していきます。

また、スポーツ文化みよし夢基金の運用利益を活用したスポーツ文化振興事業を展開します。

市民の皆様の生涯学習の支援や、芸術・歴史・文化に触れる機会を創出するため、図書館蔵書整備事業や、奥田元宋・小由女美術館を初めとする4つの美術館や歴史民俗資料館等で質の高い企画展示と教育普及活動の充実を行います。

国際交流の推進では、姉妹・友好都市との交流事業や国際交流団体の補助を引き続き行います。また、豊かな国際感覚育成補助として高校生の海外派遣事業への補助を行うなど、市民の皆様が一人一人が、また将来を担う子どもたちが、国際感覚豊かで、高いコミュニケーション能力を持ち、多様な文化を認め対応できる人材の育成を図っていきます。

5つ目のテーマは、「いかくのまちづくり」であります。

平成27年度からは地方交付税が段階的に減少し、平成32年度以降は30億円を超える減額が見込まれます。この減額を見据え対応していくため、真に必要なサービスを重点化し、健全な財政運営を行うことが重要です。

三次市行財政改革大綱に掲げる透明、参加、選択の基本理念に基づき、未来の三次市民に夢の持てる活力ある地域を引き継ぐため、今の私たちの責任を果たし、限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、満足度を高め、創意と工夫で、市民の皆さんが誇れるまちづくりに向け、三次市行財政改革推進計画の取り組みを着実に実行していかなくてはなりません。

従来の主として行政に担われてきた公共に対し、市民・住民自治組織、NPO、企業、行政等、市を構成するみんながそれぞれの立場で積極的に公共サービス提案及び提供主体となり、共助の精神によって地域の課題を解決していこうという新しい公共を職員を含め普及啓発していきます。また、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域のきずなを再生していく、みんなで支え合うきずなで築く市政を実現します。

さらに、公明正大な行政のための徹底した情報公開を行うとともに、外部監査を行い、行政の透明性、信頼性の向上を図ってまいります。

行財政改革は、単なるコストダウンや事業縮小ではありません。現行の事務事業を常に見直しながら、生み出した財源は、市民の皆様の暮らしを支え、未来に夢持てる活力ある地域を引き継ぐために必要となる施策へ重点的に配分し、将来への希望を持てる取り組みを進めます。

来年度に向けた施政方針をお示しするとともに、具体的な施策について御説明を申し上げます。

私たちを取り巻く社会経済環境が激変する中、変化に対応していくために、さまざまな仕組みなどを変えていくことが求められます。変えていくべきものを変えていく積極性と変えてはならないものを断固として守り抜く強さを持ち合わせながら、市民の皆さんとともに、この変化の激しい不透明な時代を乗り越えていかねばなりません。

市民の皆さんとの対話を大切にしながら、市民の皆さんの声を真摯に受けとめ、これからのまちづくりに積極的に生かしていくとともに、全ての皆さんが幸せを実感しながら安心して暮らし、三次に生まれてよかった、三次に住んでよかった、これからもずっと住み続けたい、さらに住んでみたいと思えるふるさと三次を市民の皆さんとともに実現していく所存であります。

平成26年には市制施行10周年を迎えます。その大きな節目を見据えて、前進から実行へ、私たちの挑戦は未来へとつながっていきます。ふるさとの偉大な歌人であります中村憲吉が「この山の桜にむかひ流れくる川ひろくして水のひかれる」と、江の川の流れる、この美しい三次の地を詠んでいます。

議員各位や市民の皆さんへ申し上げます。私たちには、この美しい三次を守り、未来の三次に夢の持てる活力ある地域を引き継ぐ使命があります。困難に立ち向かい、全ての市民の皆さんと心を合わせて助け合い、支え合う、ぬくもりのある市政、家族とのきずな、地域とのきずな、いつも支えてくれている大切な人たちとのきずな、そんな温かいきずなを感じることで、市民の皆さんと行政が支え合うきずなで築く市政により「がんばる三次」を一緒につくり上げようではありませんか。

今後とも議員各位を初め市民の皆さんの格別の御協力と御支援をお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沖原賢治君） どうも御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議会改革推進特別委員長中間報告

○議長（沖原賢治君） 日程第3、議会改革推進特別委員長中間報告を議題といたします。

報告を求めます。

（議会改革推進特別委員長 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 保実議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長 保実 治君 登壇〕

○議会改革推進特別委員長（保実 治君） 皆さんおはようございます。

議会改革推進特別委員長中間報告を申し上げます。

議会改革推進特別委員長報告として、これまでの特別委員会審査の経過等について申し上げます。

本特別委員会は、平成24年6月定例会において10人の委員をもって設置されました。以来、12回の委員会と行政視察を行い、二元代表制の一翼を担う存在として市民に信頼され、市民の負託に全力で応えられる議会を築き上げ、さらなる議会改革を推進するため、通年議会に関すること、議員活動の活性化に関すること、広報広聴特別委員会の常任委員会化について、予算特別委員会の常任委員会化について、議員定数に関すること、議員報酬に関すること、反問権・反論権の導入についての7つの所管事項を掲げて審査を重ねており、その経過や状況について御報告をいたします。

これまでの審査の結果、議員活動の活性化に関することについては、市民の意見を議員活動に反映するための市民モニターなどの活用や委員会のテレビ中継の実施、議会や委員会の開催状況並びに議員の出席状況の周知のための電光掲示板の設置、委員会における自由討議の充実、議員の資質向上、レベルアップのための研修や情報収集の強化など具体的な提案を行うものがあります。

また、予算特別委員会の常任委員会化については、平成18年に議員の常任委員会化への複数所属を可能とする地方自治法の改正がなされたことも要因となり、平成24年9月定例会において委員会条例を改正し、予算決算常任委員会として、決算も含めた全会計について慎重に審議、審査を行っているところであります。本委員会の定数については、議長を除く全議員の25人とし、決算審査においては、監査委員を除く24人で当たることといたしました。

一方、広報広聴特別委員会の常任委員会化については、議会だよりの編集、発行に加え、議会報告会の企画立案、実施、ホームページを活用した情報公開の企画立案、インターネット配信による情報提供、市民の意見を広く聞く方法について企画立案を所管することとして審査いたしました。委員全員の合意に至らず、議長判断に委ね、これまで新規所管事項等を試行した結果、常任委員会化へ向けて条例改正案が発議されるに至りました。

続いて、通年議会に関すること、反問権・反論権の導入についてであります。この項につきましては、平成24年10月11日と12日の2日間、三重県四日市市と亀山市に行政視察を行い、先進事例を参考に検討を行いました。1年を会期とする通年議会については、災害時等における迅速な対応が可能となることや委員会の活性化、議会権限の強化にもつながることであり、導入を前提とするものの、具体的な開会方法等、執行部や事務局体制を含めた課題についてさらなる検討が必要であり、議員の質問に対して執行部から逆質問を可能とする反問権の導入とあわせて、平成25年中の実施に向けて、引き続き審査を重ねることとしております。

残る議員定数に関すること、議員報酬に関することについては、市民の声が市政に十分伝わることを基本に、人口や地理的条件等も加味した上で議員定数の検討を行うこととし、また議員活動に専念できる適正な議員報酬について、定数も含めた議論の中で今後検討を行ってまいります。

最後に、平成24年8月に地方自治法の一部を改正する法律が成立したことに伴う政務調査費について、議長の付託を受け、本3月定例会での条例改正に向けて慎重に審査を行いました。

政務調査費の改正は、1、名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究、その他の活動に資するため」に改めること、2、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めること、3、議長は、政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めることであり、審査の結果、全国市議会議長会から示された例を基本とし、三次市議会の条例改正案として発議することといたしました。

以上、これまで審査してまいりました経過と今後の審査方針を御報告を申し上げ、中間報告といたします。

○議長（沖原賢治君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 広報広聴特別委員長中間報告

○議長（沖原賢治君） 日程第4、広報広聴特別委員長中間報告を議題といたします。

報告を求めます。

（広報広聴特別委員長 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡広報広聴特別委員長。

〔広報広聴特別委員長 平岡 誠君 登壇〕

○広報広聴特別委員長（平岡 誠君） 皆様おはようございます。

広報広聴特別委員長報告を委員会から開催状況と今後の取り組みについて御報告を申し上げます。

議会報告会は、市民と議員が議会運営や市政全般にわたっての情報や意見の交換を行う貴重な機会として平成19年度から5年にわたり開催してまいりました。

議会報告会の企画立案については、今年度から本委員会が担うことになり、今まで以上に多くの市民の皆さんに御参加をいただくため、例年より1カ月早く議会だより臨時号を発行、各種団体に対しての訪問活動、各会場でのアンケートの実施などの新たな取り組みを行いました。

今年度の議会報告会は、従前に引き続き、住民自治組織を単位とする19会場において開催し、平成24年11月19日から27日までの期間、前年度比63人増の486人の参加をいただきました。

報告事項は、議会改革の取り組み状況及び新庁舎建設についての2件、また第2部では、議会運営や議員活動及び市政全般についての意見や提言を受けるという内容で実施し、皆さんから数多くの発言をいただきました。

市議会では、議会報告会で出された意見、提言とアンケートの記述内容について、議員全体会議などを通して全員で供用するとともに、2月10日発行の議会だよりに主なものを掲載し、市民の皆さんに周知したところであります。

今回の成果として、議会や市政について関心のある人がふえてきたことや、住民自治組織からの呼びかけにより初めて参加した方が多数見受けられました。しかしながら、アンケートの結果から、40歳までの若年層や女性の参加が極端に少ないということが明らかになっており、これらを踏まえ、今後はより幅広く意見交換ができるよう、開催の回数、時間、方法等を柔軟に見直すとともに、早期の企画、広報に努め、議会の説明責任、情報公開、市民参加による政策づくりの充実に向け、来年度も取り組みを進めていくことを確認しました。

以上、議会報告会についての委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖原賢治君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第4号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第5号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第6号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第7号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第5、報告第1号から報告第7号までの専決処分の報告7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました報告第1号から報告第7号までの報告7件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し滞納家賃等の支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い訴訟事件に移行することになったことにより、訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成24年12月27日に、三次市十日市南6丁目1925番4地先、市道十日市284号線の路上で発生した路肩の段差による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第3号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成24年10月25日に三次氏十日市中4丁目2493番地内で発生した枝落下による墓石等の物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第4号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者であった者の法定相続人に対し市営住宅の明け渡しに関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第5号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第6号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し市営住宅の明け渡しを、市営住宅の入居者及びその連帯保証人に対し滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

最後に、報告第7号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する

訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（15番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸議員。

○15番（宍戸 稔君） 滞納家賃等の訴えを起こされとるということは専決処分で毎回あるわけなんですけども、この後の処理状況というのを報告がないということで、訴訟を起こされた結果どうなってるかと、その滞納家賃が回収されてるのかどうかというところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

（建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 花本建設部長。

○建設部長（花本英蔵君） 結果につきましては、決算常任委員会で件数等についてはお示ししておりますけども、こういった取り組みを23年度から始めておりますけども、収納金額が約410万円ぐらいに上っております。そして、率の関係でございますけども、効果といたしまして、まだ年度末になっておりませんので1月末で申し上げますと、23年度の1月末の時期より収納率のほうは1ポイント上がっております。ですから、調定額が、全ての住宅含みまして約2億3,000万円ですから、その1%ということで230万円ぐらい、同時期で、1年間で向上しているということで、入居者の方の納付意識がかなり向上しているものと私ども考えております。そういうことで、今後も継続して力を入れてやっていきたいと思っております。

（15番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸議員。

○15番（宍戸 稔君） こういう訴えを起こすことによって、滞納されとる方の納付意識を改善されるということにはつながってるというのはわかるわけなんですけども、実際にこういう訴えをした、その訴えをしてから回収できるというのはどうなのかということですね。訴えたことに対しての実際の回収ができたかどうか。その結果、回収ができなかったということになったときの差し押さえ状況というのはどうなってるかということをお聞かせください。

（建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 花本建設部長。

○建設部長（花本英蔵君） 先ほど申しましたのは、昨年、ちょうど1年ぐらい前になりますけど、23年度の後半から現在に至るまで、訴えの提起等で住宅の明け渡しでありますとか支払い督促とか、そういったもので回収した金額でございます。ですから、その他のものは含まれておりません。そして、差し押さえに至ったものは、詳しくは決算常任委員会でまた資料提供いたしますけども、差し押さえに至ったものは9件というふうになっております。そして、実際に明け渡しをされたのが13件ございます。その他いろいろ、支払い督促等の件数もございまして、詳細につきましては、また9月の定例会の予算決算常任委員会でお示ししたいと思います。

○議長（沖原賢治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告7件は、地方自治法に基づき指定された専決処分であり
ますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第23号 三次市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）

議案第24号 三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例（案）

議案第25号 三次市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の  
設置に関する基準を定める条例（案）

議案第26号 三次市空き家等の適正管理に関する条例（案）

議案第27号 三次市行政組織条例の一部を改正する条例（案）

議案第28号 三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第29号 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第30号 三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例の一部を改正する条  
例（案）

議案第31号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関  
係法律の整備に関する法律の施行に基づく専用水道の整理に関する  
条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第6、議案第23号から議案第31号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第23号から議案第31号までの議案9件  
について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第23号三次市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）について御説明申し上  
げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、三次市新型インフルエンザ等  
対策本部に関し必要な事項を定めようとするものであります。

その主な内容は、新型インフルエンザ等対策本部の組織、会議等に係る規定を定めようとする  
ものであります。

次に、議案第24号三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例（案）につい  
て御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に  
関する法律の施行に伴い、本市が設置する都市公園及び都市公園施設の設置基準等を定めよう

とするものであります。

その主な内容は、本市が設置する都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、都市公園施設の建築面積の基準等を定めようとするものであります。

次に、議案第25号三次市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本市が設置する都市公園内の特定公園施設の設置基準等を定めようとするものであります。

その主な内容は、本市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために、園路及び広場、屋根つき広場等の特定公園施設の設置基準を定めようとするものであります。

次に、議案第26号三次市空き家等の適正管理に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止することにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、空き家等の適正管理等について定めようとするものであります。

その主な内容は、空き家等の所有者による適正管理並びに市長による実態調査、助言、指導及び勧告等について定めようとするものであります。

次に、議案第27号三次市行政組織条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、部局等を横断する主要事業について、迅速かつ効率的に対応できる行政組織を構築するため、関係条例である三次市行政組織条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、市長の特命事項を所管する特命プロジェクト推進部を設置しようとするものであります。

次に、議案第28号三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次駅周辺整備事業において整備を行ってきた三次駅南駐輪場が完成することに伴い、関係条例である三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、第2条の表中に三次駅南駐輪場の名称及び位置を加えるほか、読みかえ規定を設けようとするものであります。

次に、議案第29号三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴い、関係条例である三次市道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、道路の占用許可対象物件として、太陽光発電設備及び風力発電設備を追加し、電柱等の占用料の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第30号三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(案) について御説明申し上げます。

本案は、三次市横谷ふるさとセンターを指定管理施設とするため、関係条例である三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、指定管理者が行う業務、指定管理者の指定の期間及び指定管理者による管理にかかわる規定を加えようとするものであります。

最後に、議案第31号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく専用水道の整理に関する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、専用水道の水道技術管理者の資格基準を条例で定めることになったため、関係条例である三次市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、専用水道に係る規定を加えようとするものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(6番 桑田典章君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 桑田議員。

○6番(桑田典章君) 議案第26号についてお伺いいたします。

まず1点目は、定義のところの管理不全な状態についてですが、空き家の草木が生い茂って、隣で暮らしておられる方の生活に支障が起きるとか、また隣接した道路にその生い茂ったものがせり出して、歩行者とか通行する車の交通に妨げになったり、不安全な状態になるということが想定されます。また、害虫とかネズミが繁殖して、ふえる原因になったりして周辺的环境も悪くなるということも想定されますし、さらには不特定者が容易に侵入できることによって犯罪を誘発するおそれも想定できます。そういったような細かなことが、記載はされていないんですけども、第2条の2番目の管理不全な状態のその他安全で有効な住環境を著しく損なうおそれのある状態ということに私が今申したのが含まれているのかということと。

2点目は、実態調査と第5条にあるんですが、空き家等の実態調査、さらには必要な場所に立ち入らせ、必要な調査を職員の方にさせるといふふうにあるんですが、これの調査のやり方、そして調査の今の評価の基準とかというのがつくられておられるのか、それともこれからつくろうとされているのかということと。

3点目が、勧告の第7条というところで、助言または指導を行ってから勧告するに至るまでの期間はどれぐらいに設定されているのか、この3点についてお伺いいたします。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) まず、1点目の御質問でございますけども、その他安全で良好な、2

条の第2号ですけれども、イのほうにあります、その他安全で良好な住環境を著しく損なうおそれのある状態ということは、その他ということでもありますが、例えば先ほどおっしゃいましたように、病害虫または悪臭の発生場所になっているような状況ですとか、廃棄物の不法登記場所になっている状態であるとか、野犬でありますとか野良猫のすみかになっているような状態、さらには火災の予防上危険な場所になること、そして青少年の非行行為防止上好ましくないというようなこと、あるいは交通の障害、もちろんあります、そういったところも想定しております。

そういうことで、今回敷地についてはうたっておりませんが、そういった環境面で、その他のところでそういうところを想定した中身にして盛り込ませていただいております。

それから、2点目でございますけれども、実態調査につきましては具体的にどういった形ですか。実態調査というのは、まず通報者から連絡をいただきまして、それを受けまして、路上からの外観調査をさせていただいたり、さらに記録写真の撮影でありますとか、それから周辺住民の方への聞き取りをしたり、それから所有者の特定調査などを行いまして、それで今度は立入調査という形になりますけれども、所有者の方の了解を得て入ることになりますけれども、そこで同意をいただいて、立入調査を必要と認めた場合は入らせていただいて、さらに詳しい調査をさせていただくという手順になっております。

それから、勧告までの期間というのは、これは状況に応じてやっぱり変わってくると思いますので、この中では詳しくは定めておりません。

(6番 桑田典章君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 桑田議員。

○6番(桑田典章君) 私が少し気になるというか、注意しときたいなと思う点は、実態を調査をする、または立入調査をするという部分になりますと、持ち主の方の同意も得られて当然されるんですけど、個人的な私的な部分に立ち入っていくわけですので、この辺のやり方等につきましては、慎重に考えて計画してやっていただきたいという部分と、職員の方が調査されるわけですが、どの職員の方が調査されても同様な結果が出るような基準を設けていただいて、職員の方の私的な今の思いとか考えがその評価に入らないような工夫をしたほうがいいんじゃないかというふうに私は思いますが、いかがでしょう。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 確かに議員おっしゃいますように、職員の見方によってその評価とかというものが異なるとは大変問題になりますので、それは条例、さらには規則というところにもなりますし、それを補完する補助事業等出てきましたら、要綱とか出てくると思いますので、そういったところに合わせて、マニュアル等も考えて、やはり主観が入りにくいと、個人的な思いが入りにくいというもので対応をして、さらにはこの条例案で出させていただきますけれども、やはり一番大きいところは、個人の方の所有物で私権が伴うと。そこで、さらに個人の私権に対して、公共の福祉といえますか、例えば道路であるとしますと不特定多数の方が通行

される、そのどちらのほうを優先するかというところになってきますので、私権は大変重たいので、そこらは慎重に対応していきたいと思います。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（10番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○10番（新家良和君） 議案第24、26、30号について質問させていただきます。

最初に、議案第24号ですけれども、文面の解釈についてお伺いいたします。

第3条1項1号(1)のところですが、市が設置する都市公園は市民1人当たりの敷地面積の標準を10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園は同じく5平方メートル以上とするとありますけれども、この解釈についてどのようにすればいいかお尋ねいたします。

2点目は、第26号、条文の第11条です。危険が切迫していると認められるときは、危険箇所を回避するために必要最低限の措置をとることが市長はできるという条文になっておりますけれども、この危険を回避するために必要な最低限の措置とは、具体的にはどのような措置を行えるのか、また先ほどもありました所有者の同意を必要とするのか否か、この辺についてお伺いします。

最後、議案第30号ですけれども、横谷ふるさとセンターの設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について、現状の管理がどのように行われておるのか、まずお伺いします。

さらに、今回指定管理に移行されようとするその主たる理由についてお伺いをします。

（建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 花本建設部長。

○建設部長（花本英蔵君） まず、議案第24号の第3条第1項第1号の解釈についてということでございますけれども、第1号の市が設置する都市公園は、市民1人当たりの敷地面積、これが都市計画区域内では1人当たり10平方メートル以上ですよということでございます。そして、市街地では、さらに面積的には小さくなりますけれども、同じように、市街地の都市公園は、市民1人当たりの敷地面積の標準を5平方メートル以上と、1人当たり5平方メートル以上とする内容のものでございます。

それから、議案第26号、11項ですか、緊急安全措置というところの具体的な事例でございませうけれども、これは例えば危険が切迫しているということで事例を挙げますと、瓦が今すぐ落ちてきそうだと、見るからに落ちてくるよと、あるいは瓦の上の雪どめの鉄筋ですか、そういったものが落ちてきて下を通行される方に被害を及ぼしそうだという、例えばそういう事例があったり、壁が落ちてきそうだと、そういう状況の中で、まずは現地に、当然道路があって、不特定多数の、市道等で、方が往来されるということも想定しておりますので、まずはバリケードや注意看板、そして道路の封鎖の措置を行います。そして、その次には、瓦が落ちそうであれば瓦を取るという作業をいたします。それから雪の滑りどめ、そういったものが落ちそうであれば取らせていただくということで、これは、すぐに所有者の方が近所にいらっしゃるかと判明すれば、同意をとって、やはり私権でございませうので、いきたいというふうには思います

けども、やはり遠方にいらっしゃるとか連絡がつきにくいとか、そういう状況の中では、もう切迫しておりますので、先に処置のほうをさせていただいて、後から所有者の特定を行って、措置を行った旨の通知をさせていただくというふうに考えております。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) 議案第30号でございます。

まず最初に、横谷ふるさとセンターの現状の管理でございますが、これは市が管理をしております、具体的には布野支所で鍵あるいは棟の管理をすると同時に、光熱水費等の経常経費についても市のほうで支出をしております。

2点目、今回指定管理制度を導入しようという御提案をさせていただくわけでございますけれども、こちらにつきましては、この横谷ふるさとセンター、旧の横谷小学校の利活用について、これまでも、市としてもホームページ等で活用案の募集もしておりましたし、地元でもさまざま議論をさせていただいております。特に、昨年からは、旧横谷小学校の利活用推進委員会を布野町のまちづくり連合会等が中心になって開催をさせていただいて、利活用について協議を重ねてまいった中で、地元のコミュニティの中核的な施設あるいは交流のための施設として活用しようという地元の御意思が固まったということで、このたび指定管理制度を導入をさせていただこうとするものでございます。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 先ほど新家議員の御質問で、議案第24号のところでございますけれども、私市街地と申し上げましたけれども、市街地と表現してありますけれども、この市街地というのは、詳しくは都市計画の用途地域のことでございます。ですから、最初の都市計画区域の10平方メートル以上というのは、都市公園の面積を都市計画区域内の人口で除したものと、割ったものということになります。そして、下の5平方メートル以上というのは、市街地というのは用途地域でございますので、都市公園の面積を用途地域の人口で除したものとでございます。

(10番 新家良和君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○10番(新家良和君) 24条の今の説明で理解はできたんですが、この文面からしますと、市が設置する都市公園は、市民1人当たりの敷地面積云々とあるんですね。したがって、私はこの文面を見ると、三次市民全員という解釈に立ったんですが、できればそれがわかるような記載にしてもらったほうが条例案とすればありがたいかなということで御質問させていただきました。

三次市民5万7,000人弱が全て該当するということになると大変なことになりますので、その辺の解釈がいかげなものかということで御質問させていただきました。

それから、26号の件ですけれども、必要な処置を緊急的にとるということについては理解できました。先般も小学、中学の通学路の危険区域の調査をされましたけれども、その中にこのよう

な空き家になって、まさに瓦がずり落ちそうな、あるいは壁がずり落ちそうな、一般の通行人も含めて危険箇所がたくさんあったわけですが、私どもの地元にも、以前通学路で同じような事例がございました。

しかし、こういうケースは、多くはその空き家の所有者が遠方におられる方で、なかなかその連絡がつかないし、居場所もよくわからないと、かといって放置はできないという状況にあるといったことで、先ほどの説明では、そういったことについては速やかに市のほうで処置をして、事後連絡してもらおうということですから、それでいいと思うんですが、今回、この条例案をつくられるときに、いろいろとその段階を経て、勧告とかいろいろございましたけども、罰則についての論議はなかったのかということをお伺いします。

それから、第30号の布野のふるさとセンターの設置、地元のいわゆるそういう団体の方が大変今活発に活動をされておると聞いております。当然指定管理に移行されるわけですから、公募か非公募かということがありますけども、できれば地元でそういう活動を今されておる団体に非公募で指定管理をさせてあげるほうが今後のためにもいいのではないかと、地元の活性化にもつながる事業にもつながるのではないかとと思いますが、見解をお伺いします。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 罰則等について検討はなかったのかということでございますけども、今回条例案として上程させていただいてる案を検討する中で、罰則等についても考えてみました。ところが、今この上程させていただいております条例案は広島県で最初のものでございます。それがまず1点でございます。そして、罰則とあわせて行政代執行ということも出てくるわけですが、先ほども話をさせていただきましたように、私的財産ということが一番重たいところでございます。それに、私的財産に行政が介入することの公益性の基準、それと関係費用の徴収と。代執行を仮にやったときに関係費用を市が立てかえるわけですから、それを後から徴収しなくてははいけない。資力のある方、能力のある方が悪質な形でされない場合は返ってしやすい部分もあると思いますけど、そこらの、本当にお金がない方、資力のない方といったときにどう対応するか。他の自治体でも、やはり代執行はしたけども、その費用が返ってこないで滞納になってると、そういったことも聞かせていただいたりしておりますので、やはりこれは県内初の条例でもございますので、最初はちょっと慎重に、まずは条例化することによって、こういった空き家問題に対峙する市の姿勢を見ていただいて、公表するということを市民の皆さんに知っていただくと。そして、今後この条例を運用していく中でいろいろと出てくると思いますので、実態、実情に合わせて、議員が御指摘の点については検討していきたいという考えでおります。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) 公募、非公募につきましては、指定管理者の選考委員会で協議をした上で決定をしておりますので、今の時点で結論的なことを申すことはできませんけれど

も、議員御指摘のように、今現在地元でこの施設を活用して盛り上げていこうという機運の中で進めているものでございますから、そういったものも含めて、当然先ほどの選考委員会の中で決定をされていくというふうに思っております。

(11番 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福岡議員。

○11番(福岡誠志君) 私も議案第26号について質問させていただきたいと思いますが、先ほど来、なぜ空き家になるのかという議論もされておりますけれども、私が考える空き家の要因というのは、1つは税制面にもあろうというふうにも思います。というのは、住宅用地特例によって、税金が更地より安いと。したがって、空き家を放置するというケースは少なくないというふうに感じるわけでありましてけれども、この固定資産税の特例を外すといったことも一つの措置だろうというふうに私は思うんですけれども、その点について、税制面での協議はどうだったのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 御指摘のように、やはり200平方メートルの面積を基準に率は変わりますが、建物が建っておりますと軽減されるということはございます。そして、今回の条例を考えるに当たって、一応この部分については税制面から外すと、優遇措置ですね、軽減されることから外すということは検討はしませんでした。ただ、もう一歩手前の段階で、解体された後、固定資産税をどうするかと。やはり何か優遇といいますか、減免であるかというところの論議はしました。解体された後、更地になりますと、6分の1であったり、3分の1であったものが100%になりますので、そういったところについて手当てをするかということとは検討はしましたが、議員御指摘の部分についてはちょっと検討には至りませんでした。

(11番 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福岡議員。

○11番(福岡誠志君) 検討していないということなんですけれども、この部分についてはやはり検討の余地は私はあるというふうに思っておりますので、今後この条例を運用するに当たって、やはりこの中身を精査する上でも再検討をお願いしたいと思います。

それで、今建設部長のほうからそのような答弁はあったんですけれども、財務部長、その固定資産税は財務部長が所管されておりますので、その点について財務部長のお考えはどうかというところもお聞かせいただければというふうに思います。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 議員の御指摘については理解できますけれども、現状においては、地方税法あるいは市税条例等の規定または考え方、こういったものを基準にして行っておりますので、そういった部分について、また改めて建築のほうと協議をしてみたいと思っております。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（16番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 保実議員。

○16番（保実 治君） 私は、議案第23号で、三次市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）のところで、この中の5点ほどちょっとお聞きをいたしたいと思います。

1番目が、このインフルエンザ等とありまして、等というのはインフルエンザ以外のものもまだあるのか何かということ、2点目が、この条例をつくるに当たって、この行動計画のほうの作成はどうなっているのか、3つ目に、新型インフルエンザには強毒型と弱型がありますが、これは両方どちらが流行しても対策本部を立ち上げるのかどうか、これをお聞きいたしたいと。

それと、パンデミックワクチンですよ、はやってからの、これの接種順位は、医療関係者とか交通関係者とかということところは上位でもう国のほうで決めておりますが、一般住民、特に子どもさんとか病人とかということふうなのはどういうふうな順位を考えておられるのか。

最後に5番目、危機管理室のほうでは感染症のほうも業務の一環を担っているはずなんですが、この危機管理室の位置づけはどういうふうになっているか、この5点をお願いいたします。

（福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 森田福祉保健部長。

○福祉保健部長（森田和利君） 議案第23号三次市新型インフルエンザ等対策本部条例の御質問ありました関係の5点につきまして回答させていただきます。

まず最初にありました1点目、インフルエンザ等とはということでございます。

このインフルエンザ等につきましては、国民の生命、健康に著しい重大な被害を与えるおそれがある感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症及び全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる新感染症というふうに定められているところでございます。

それから2点目、この行動計画の策定ということでございます。現在、この法律の施行が4月中旬という予定となっております。今後は、国が6月までに政府の行動計画を策定いたしまして、ガイドラインも示していくこととしておりまして、県の行動計画のほうは25年度中に策定するというようになっておりまして、市町の行動計画も25年度中に策定をすることが望ましいということとなっております。

本市におきましても、国、県の行動計画やガイドラインを参考にしながら、現行の行動計画、三次市新型インフルエンザ行動計画というのがございますけれども、これを見直しながら、25年度中に策定をしたいと考えているところでございます。

3点目の強毒性と弱毒性のインフルエンザがあるということについて、これについても対策本部を設置するかという御質問でございますけれども、今回この対策本部を設置するには、国のほうが、第1段階に海外で発生し、そのWHOのフェーズ4という宣言を受けて、国と27都

道府県で対策本部が設置されます。その中で、国内で発生し、かつ病原性が強いおそれがある場合は、国は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うとともに、そういうことでこの対策本部が国、県、市町へも設置されるということですので、弱毒性では恐らくその宣言というのはないものと考えられるというところがございます。

そして、4番目の御質問いただきましたパンデミックワクチンの接種の優先順位ということでございます。これら優先順位につきまして、この措置法の中で規定されております、先ほど御紹介ありましたような特別接種という、そういう医療関係者であるとか、そういう業務関係者には法律でその順位が定められているところがございますが、そのほかの住民に対する先行接種であるとか優先順位、これについては、現在国のほうで有識者会議というのが行われておりました、その政府の行動計画案の中のほうにそういったことが取りまとめられるというふうなことになっておりました、現在まだそのほうがお示しをされておられませんので、ここでのその順位づけにつきましては、御回答のほうはちょっと控えさせていただきたいと思っております。

それから、最後に質問の危機管理室とのこの体制等を含めた三次市での本部の取り扱いはという御質問いただいたと思います。これまでの三次市の新型インフルエンザ行動計画というのを策定した中では、その福祉保健部を主管といたしました事務局体制でございましたけども、このたびこうした特別措置法が施行されまして、そういった行動計画を見直していく中で、国が新型インフルエンザ等の緊急事態宣言というのを受けた対策本部といたしましては、全市的に危機管理を徹底するということも含めまして、この体制といたしましては、三次市の災害対策本部と同等の組織体制が望ましいではないかというふうに考えているところがございます、具体的には、今後この行動計画を見直す際に、そうした三次市の場合、総務部の危機管理課、そして福祉保健部のほうの実務的な健康推進課、これらの役割分担を明確にさせていただきまして、その組織体制を的確なものにしてまいりたいと考えているところでございます。

(16番 保実 治君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 保実議員。

○16番(保実 治君) 行動計画は今から見直していくというふうに答弁されましたけど、確かに国が示しとる参考例を見ますと、条例を先につくって後から行動計画をつくってもいいというふうにはなっておりますが、一つの例として、幾らいい家を建てても、中に家財道具がなくて生活ができないというと同じように、いい条例はできても運用ができない、行動ができないというようなことでならないように、早く見直しをしていただきたいと思います。

それと、強毒性と弱毒型の分ですけど、三次市も平成21年5月2日に対策本部を新型インフルエンザで立ち上げましたよね。そのときはフェーズ4ぐらいで、最終的には、後調べたら弱毒型だったというようなことがありましたけど、そのとき対策本部立てられたのは、あれは任意だったのか、また今後そういうふうな状況が三次で起きたときも任意で立ち上げていくのか、その辺を再度お伺いをしたいと思います。

それと、危機管理室のほうで、当時私も一般質問これしました、危機管理室、感染症の仮名——もあるのに何でかというのを、あの当時もあやふやで、あっち行ったりこっち行ったりと

ということで答弁がなかなかうまく整理ができませんでした。今回条例を制定ということで、これを契機に、ちゃんとその辺を精査されて制御されたいかがでしょうか。

以上でございます。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森田福祉保健部長。

○福祉保健部長(森田和利君) 見直しの行動計画の早期に取り組むという御意見でございまして、これも早期に国、県のほうの動向も一緒に入手しながら、早期に取り組みたいと考えております。

それから、御紹介ありましたように、平成21年5月に新型インフルエンザということでの、蔓延するということでの国のほうで対策本部つくられました。これにつきましては、当時はやはりこの行動計画というものの自体、三次市もございませんでして、感染症の対策本部というものを活用いたしまして、そこで緊急的に対策本部を立ち上げてまして対応してまいりました。その後、この行動計画、新型インフルエンザにつきましてを策定をいたしまして、現行のそういう強毒性、弱毒性も含めた体制をとっております。これらにつきましては、今後、新たな対策等見直しを行っていくまでにそういったような緊急事態等が発生すれば、やはり臨機応変な形で、今の現行の対策本部を活用しながら対応することになろうかと考えております。

それから、危機管理課との明確なということにつきましては、現在担当部署等では考えておりますのは、協議をしておりますのは、国や県、そういったところとの連絡調整あるいは情報の一極管理、そういったような総括部門は危機管理課が総括として取り組みながら本部として立ち上げていくという形を考えておりまして、それまでに、緊急事態宣言が発令されるまでは、その情報の収集であるとか調整、そういった対応につきましては福祉保健部の健康推進課が担っていくということで、それぞれの部局が一体となりまして、この取り組みは市全体で取り組んでいこうというふうに考えております。

○議長(沖原賢治君) ここで花本部長から再答弁をという依頼がありますので、これを許します。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 先ほどいただきました、新家議員からいただきました議案第24号のところの「市民」という表現を改めてほしいという、おっしゃいました。確かに御指摘のように、市民というのは市内全域の市民ということで、そういうふうに誰もが解釈するところでございます。

ただ、この法政学上といいますか、この条例という視点で捉えたときに、都市公園というのは都市計画区域内に存在するということなので、ここでは、新家議員がおっしゃるようなみんなとるわけですけども、市民イコール都市計画区域内の市民ということで法政学上は捉えられるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 私も議案第26号について2点ばかりお伺いします。

先ほどの市長の施政方針にもありましたけれども、この条例は、昨年9月の定例会の一般質問において、補助等を含め条例を制定する旨の答弁に基づいて案として出されたものというふうに思いますけれども、確かに条例制定そのものは私はもちろん賛成でありますけれども、この来年度予算の中に新規事業として、老朽危険建物除却促進事業ということで、先ほどの市長の施政方針の中にもありましたが、予算化されております。この予算が多いか少ないかはまた予算委員会の中でまた議論させてもらいたいと思いますが、この補助をこの条例の中に条文として盛り込まれなかった経緯についてお伺いしたい。

他市なんかによりますと、この補助等を行う場合は、条例に盛り込んで、施行規則等によって内容を細かに決めてやられておるようですけども、三次市においてそれを条文に盛り込まれなかった理由について1点。

それから、先ほどの答弁の中でも、いわゆる個人の資産にかかわることなので、行政代執行等によって市民の税金を使ってどこまでできるのかといったようなことも言われましたけれども、私も秋田県の大仙市等にも聞きましたけれども、確かに生活がなかなか、低所得であるとか、困窮されてる経済的にしんどい方が放置されるケースが多いんで、行政代執行してもそれが回収できない危険性ももちろんありますと。しかし、それは市民の生命・財産の安全を守るという投資なんだという考え方に基づいてやってるんだと。もちろんそれに至るまでの手続きはきちっとあるわけですけども、そういった観点で、今回の条例の中にはありませんけども、今後そういうものも経過を見ながら検討される方向があるのかどうか、この2件、お伺いします。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

○市長（増田和俊君） 条例化と補助とのリンクではありますが、今須山議員がおっしゃった件については、この提案までにはいろいろな角度で検討したことは事実であります。今回は県内で初めての条例制定でありますし、今おっしゃったことを含めて、今後検討していく余地はあると思っておりますから、今回はそこまで至らなかったということの中で提案をさせていただいております。将来的な課題にさせてもらいたいと思っております。

（建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 花本建設部長。

○建設部長（花本英蔵君） 条例に除却補助を盛り込まなかった理由でございますけども、まず県内では呉市が現在実施しております。それが一つの見本となりまして、その理由の一番大きなものは、やはり今回の条例でお願いしようとしている対象物は三次市内にある全ての建築物です。住宅もございます、そして店舗もございます、工場、事務所、倉庫とか、そういったものが全てこの条例では対象になりますけども、除却のための補助については住宅のみを考えております、今の段階では。そういうことで、やはり対象が違うということで、今回の条例ではな

くて、要綱で定めさせていただこうというふうに考えております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) 危険な建物においては、住宅であれ、工場であれ、倉庫であれ、危険であることには変わらないと思うんですが、これは予算の関係じゃけん、ここで聞いちゃいけないかな、なぜ住宅だけに限られとんのか、簡単で結構です、その点もう一点。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) これも状況を見ながらという将来的な考え方も含めておりますけど、やはり一番件数的にも多いのがそういう状況でありますし、住居が一番空き家になる率が高くなってますので、そういうところの考え方で、まずは住宅から始めようという考え方でございます。

○議長(沖原賢治君) ほかにありますか。

(21番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小田議員。

○21番(小田伸次君) 私は、1つ、1点、議案第27号について質問をいたします。

これは特命プロジェクト推進部の設置ということで、先般全員協議会のほうでも示されたわけですけども、そのときちょっと質問ができませんでしたのでここでさせていただきますけれども。

この機構図を見たところ、部の列にあるわけですけども、このメンバー構成というのはどういう形でやられていくのか、専従がいるのか、もしくは兼務されているのか、その辺のところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

○副市長(高岡雅樹君) 職員の配置につきましては、4月1日、御可決いただければということでございますが、4月1日の体制については、毎年人事異動は人材全体の中での適材適所を基本に考えているところでございますが、当然にこの推進部におきましても、市長が施政方針で申しました主要プロジェクト3つのものがございますから、これを確実にやり遂げる、そのためには専任の職員を置くことが必要であろうかというふうには考えておりますが、まだ条例を提案させていただいてる段階でございますので、この程度でお答えをさせていただければと思います。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(15番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 宍戸議員。

○15番(宍戸 稔君) 私も、議案第27号三次市行政組織条例の一部を改正する条例(案)について質問させていただきます。

提案理由の説明では、特命プロジェクトの推進部をつくるんだというだけの説明だったんですけども、先般の全員協議会の中では、7つある支所の2つある係を1つにするんだよという説明で、もう一つの改革の部分を示されました。私はここに注目させていただいたわけなんですけども、2係あるのを1係減すと、で1係にするということは、人員削減につながることはないかというふうに思うのが1点。今まで議会のほうからは支所機能の充実と権限の拡充ということを訴えてきた経過がございます。このことについて逆行することではないかということです。

そこで、お伺いしたいのは、合併時の平成16年に7支所あった、そこにいる職員の数が現在どうなり、この機構再編によって何名にしようとしてるのかということをお伺いしたいと思います。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) まず最初に、支所の係の点につきまして、今回の条例の改正案は部のレベルということで、部のレベルが条例ということですので、部のレベルでの条例改正案を出させていただきまして、先般の全員協議会で支所の2係を統合し1係という部分につきましては、これ行政規則の改正というレベルになりますので、この条例そのものには、案そのものには載ってはおりませんが、いずれにしても、この条例案の中で規則レベルの支所の件につきましても提案をさせていただくという形をとらせていただきますので、これ全体の条例案の中で執行部としても対応をさせていただきたいと思います。

なお、支所の人員の変遷につきましては、

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) 職員の人員の各職場への配置等については、現在資料を持っておりませんので、お答えしかねます。支所等の変遷等はございますけども、本議案のところでは部の設置といったところでの御理解をいただきたいというふうに思っております。

(15番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 宍戸議員。

○15番(宍戸 稔君) 質問に答えて、どちらの、地域振興部長も総務部長も私の質問には答えられないということなんでしょうけども、いずれにしても、職員の定員の管理計画に基づいて減すんだよということに基づいての組織の再編というふうに私は今回の条例をとらせていただいております。今までの委員会の中でも、例えば地域振興部あたりが非常に多くの仕事を抱えとる中で、人を減すことによって、その仕事が充実したものになるのか、行政サービスに結びつくのかと、維持できるのかということがあります。ですから、職員を減すということも一方では考えなくてはいけなんでしょうけども、やはり充実させるところはちゃんと充実させなくちゃいけないと。その職員の減す前に、職員の意識改革というのをちゃんとやってから減すということでない、今回の予算でも、一般会計で380億円、これはここずっと続いているんで

すよね。補正で最終的には400億円ぐらいになりますけれども、人ばっかし減ってきてると、事業量は減ってないという中においては、本来行政サービスに充実した携わり方したいという職員があっても、徐々に事務的な分野にシフトしていくと、企画をする時間はなかなか少なくなっていくということにつながるのではなかろうかなと思います。

そこで、支所の機能というのは、そういう面においては、非常に今支所機能が奪われてるといふふうには私は見てます。その点において、人を減すという今回の条例案はそれに逆行するものではないかというふうに思うんですけども、その見解についてお伺いしたいと思います。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

○副市長(高岡雅樹君) まず、職員の削減といえますか、定数の関係をまず申し上げさせていただきたいと思いますが、御承知のとおり、どうしても平成32年度には交付税が一本算定となる、全体で今30億円を超える交付税、収入のほうが減ってくるというのは見込みを立てております。その中でいかに持続可能な行政運営をしていくか、行政サービスの水準を保っていくか、そのために行財政改革大綱、行財政の推進計画を定め、着実な推進を行っているところでございます。

その一つが、職員の定員管理については、事務事業の見直しでありますとか民間委託の推進、そういったものを含めて、採用については退職者の3分の1以下、これを基準に行ってきた、結果が現在の職員数の削減にはつながっていると思います。

その一方で、これも行財政の推進計画の中でお示しをしておりますが、あくまでも職員の削減というのは、その削減、数自体の削減が目的なのではなくて、スリムでネットワークのよい、実行力ある組織づくり、この一環として当然に取り組むべきものでございます。本来行政というのは、そこで働く質の高い、意欲ある職員によって担われるというのが本来の姿でございますので、当然宍戸議員おっしゃいましたように、職員といえますか、総人件費を抑えつつ、数の削減だけではなく、市民の皆様の期待に応える質と意欲の向上、このことが当然セットになって行われなければならないということで、職員の意欲でありますとか質の向上に向けた職員研修、人材育成は引き続き行っておりますし、これからも取り組んでまいりたいと思います。不十分な点はまた御指摘をいただければというふうに思っております。

その全体の中で、支所の職員数についても、確かに平成16年度からは削減という形になっておりますが、組織間の横の壁、これをいかに取り払うか、横断的な連携を強化していく中で、支所とそれぞれの本庁の所管、ここの溝を薄め、連携した体制で取り組んでまいりたいということでございます。

支所につきましては、これまでも申し上げるとおり、基本的な窓口の機能、それから地域づくりに特化した、そういった諸体制をこれからも構築していく考えでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(14番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○14番（杉原利明君） 失礼いたします。私も、ちょっと議案第27号の特命プロジェクト推進部についてお伺いさせていただきます。

この特命プロジェクト推進部において3つの主要プロジェクトを担当されるということなんですけれども、ちょっと形というか、業務内容として、今市民ホールであれば建設部ですか、地域振興部ですか、新庁舎が総務部、農業交流連携拠点施設整備事業が産業部か地域振興部だと思うんですけれども、そこらに今所管されている仕事を全部ごっそりこのプロジェクト推進部が持って、部長を置いて、この3つに特化されてやられるという形なのか、連絡調整等やられていくような部なのか、この特命プロジェクト推進部の事務分掌の所管の割合、度合いと部長を置かれるのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

○副市長（高岡雅樹君） 特命プロジェクト推進部の件でございますが、これは市長施政方針で申しましたとおり、市民ホールの建設、それから新庁舎の建設、さらに農業交流連携拠点施設、この3つの主要プロジェクトを着実にこの2年間で推進していきたいと、そういう思いで今回の機構改革のほうへも提案をさせていただいてるものでございますので、当然にそこには、庁内全体の関係課との連携を図る上でも、推進部でございますので、部長というのは必要であろうというふうに考えております。

さらに、この部が、目的とすれば、とにかく事業を実施していく、2年間で推進を完了していく、この目的のために設置をいたしておりますので、そういった強い権限といいますか、庁内での連携をリードしていく、そういう役回りは当然に必要だと思います。ただ、建築部門や用地部門や、あるいは農政部門、そういった専門性について全てここに集約するというのは、それはなかなか組織論とすれば難しかりうと思っておりますので、そこはしっかりとした連携をとらせていく考えであります。ただ進捗管理、そういったものについては強い権限がこの部にはもたらずというのか、そういうふうにしていくように考えておるところでございます。

（14番 杉原利明君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 杉原議員。

○14番（杉原利明君） その専門分野の建築とかの部分はわかるんですけれども、今やられとるその各部署の、それぞれがやられよってですよね。建物建てるとかの分じゃのうて、その企画段階のものもあろうと思うんですよ、農業交流連携拠点施設なんかの企画される段階とかもこの特命プロジェクト推進部がもうごっそり持っていかれるのか、推進していくためのその調整で、着実に実施していくためだけのものなんか、ちょっとそこをもう一回、そういった建てる以前の問題の部分はもうごっそりここが持たれるのかというのをもう一度ちょっと明確にお答えいただきたいのと。

この推進部を設置することによって、なぜこの3つの事業が着実に、この推進部を持たなければなぜ着実に実施できないのか、持つことによってなぜ着実に実施できるようになるのか、

もう一回推進部の意義をお伺いいたします。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

○副市長(高岡雅樹君) まず、3つの主要プロジェクト、それぞれに進捗状況は違おうかというふうに思っております。その上で、農業交流の連携拠点施設、これは市長のほうの施政方針でもお示しましたが、まずは施設運営組織の設立の検討会を設置して、施設整備に向けた具体化に取り組もうという段階でございますので、当然にこれは今産業部農政課を中心にプロジェクトを組んでおりますので、そこはそこでの活用をしていく。その中にこのプロジェクトが一緒になって入っていくというか、進捗管理のほうではリードをしていくということ。それから、市民ホール等については、既に入札の段階に入っておりますので、設計もできておりますので、そういったものについては、建築部門はこの推進部が強力なリーダーシップをとっていくことが考えております。

ただし、ソフト部分については、教育委員会のほうで管理運営計画をずっと積み重ねておりますので、そことの連携というのはまた当然に必要になってこようかと思うので、庁舎も、建築のもの、それから用地の関係、さまざまあろうかと思っておりますので、3つのプロジェクトが一律に、ここが全て持つとか、それぞれの部門が今までどおりやって、ここはただ進捗管理、調整だけ、そういうことではないということでございます。それぞれの進捗段階に応じた対応をこの推進部はやっていきます。推進段階に応じては、当然役割分担も変更が行っていかねばならないというふうに考えております。

なぜこの推進部を設けたかということは、いま一度繰り返しになるかも知れませんが、期限を設けて確実に効率的にやっていこうと思うと、やっぱり組織間の連携だけでは少し弱いところもあろうかと思うので、組織と組織をより協力につなぎ合わせる、さらにはそのリードをしていく、そういう意味で専門の部を今回御提案をさせていただいてるということでございます。

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第27号及び議案第30号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第23号及び議案第31号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第24号から議案第26号まで、議案第28号及び議案第29号を付託いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は午後1時30分からといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時29分——

——再開 午後 1時30分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(沖原賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて

議案第33号 市道路線の認定について

議案第34号 土地改良事業計画の変更について

議案第35号 指定管理者の指定について

議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議案第32号から議案第36号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第32号から議案第36号までの議案5件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第32号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成24年8月11日に三次市十日市中4丁目2493番地内で発生した枝落下による灯籠等の物損事故の損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第33号市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道十日市427号線ほか17路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき市道認定することについて市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第34号土地改良事業計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成23年12月に策定した土地改良事業計画における粟屋町上村工区及び上川立町郷原工区の事業費を変更することについて、土地改良法第96条の3第1項の規定に基づき市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第35号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、三次市三次町本通り小公園の指定管理者を指定することについて、三次町歴道協議会をその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、三次市上田町上田辺地ほか3辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっております議案のうち、総務常任委員会に議案第36号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第32号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第33号から議案第35号までを付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第13号 平成24年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）

議案第14号 平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（案）

議案第15号 平成24年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第16号 平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第17号 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

（案）

議案第18号 平成24年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第19号 平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

（案）

議案第20号 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

（案）

議案第21号 平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）

議案第22号 平成24年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第8、議案第13号から議案第22号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第13号から議案第22号までの議案10件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第13号平成24年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、本年度事業に係る通常分の補正に加え、国の緊急経済対策を活用し実施していくために必要な経費を追加するものであり、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ18億6,225万4,000円を追加し、補正後の総額を427億4,028万1,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

歳出合計18億6,225万4,000円のうち、緊急経済対策事業分として25億2,331万2,000円を追加し、通常分は6億6,105万8,000円を減額しようとするものであります。

総務費は、市民ホール建設事業8億800万円を増額、積立金について、財政調整基金5,700万円ほか11基金を合わせて6,965万4,000円を増額するなど、合わせて9億4,401万7,000円を追加。

民生費は、後期高齢者医療療養給付費負担金4,552万7,000円を減額するなど、合わせて9,036万7,000円を減額。

農林水産業費は、小規模農業基盤整備事業経費1億6,960万円を増額するなど、合わせて1億4,029万4,000円を追加。

土木費は、市道・県道新設改良事業県営事業負担金3億9,100万円を増額、みよし運動公園大型遊具整備工事1億20万円を増額するなど、合わせて5億6,962万6,000円を追加。

教育費は、酒河小学校、三良坂中学校、布野中学校の耐震補強及び大規模改造工事など学校整備工事4億4,345万5,000円を増額し、合わせて4億4,248万6,000円を追加しようとするものであります。

公債費は、長期債繰上償還金1億9,853万7,000円を増額するものの、償還金及び利子の実績を見込み、1,238万円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税3億1,130万6,000円を追加、なお補正後の普通地方交付税は153億5,890万3,000円となります。

国庫支出金は、緊急経済対策に係る社会資本整備総合交付金など、合わせて8億6,918万8,000円を追加。

県支出金は、基盤整備促進事業費補助金など、合わせて1億1,637万4,000円を追加。

財産収入は、地域振興基金利子5,144万8,000円ほか10の基金利子、合わせて6,454万3,000円を追加。

寄附金は、ふるさと納税寄附金及び児童福祉費寄附金556万円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金7億2,200万円を減額するなど、合わせて6億2,033万9,000円を減額しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、6ページ、7ページ記載の第2表のとおり、平成25年度への繰越事業として市民ホール建設事業ほか35件を追加し、市道酒河20・25号線改良事業ほか1件の金額の変更をしようとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、8ページ記載の第3表のとおり、市道辻503号線（宮平橋）改良事業を追加しようとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、9ページ記載の第4表のとおり、地域振興施設整備事業ほか1件を追加し、市民ホール建設事業ほか17件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第14号平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,184万8,000円を追加し、補正後の総額を67億2,662万円にしようとするものであります。

主な内容は、歳出については、情報基幹業務システム導入に係る賃借料808万7,000円を減額、療養給付費に係る国庫支出金等過年度分返還金1億3,930万8,000円を増額し、歳入については、現年度医療給付費交付金4,492万7,000円、前年度繰越金6,361万9,000円などを増額しようとするものであります。

次に、議案第15号平成24年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ73万円を減額し、補正後の総額を1億7,770万6,000円にしようとするものであります。

主な内容は、総務費について、前年度繰越金を精算し、診療所基金への積立金など1,231万6,000円を増額し、医業費について、君田・甲奴診療所の医薬材料費など1,304万6,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第16号平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,259万4,000円を減額し、補正後の総額を69億1,789万8,000円にしようとするものであります。

主な内容は、保険給付費について、特定財源、歳入決算見込みによる財源組み替え及び地域支援事業費等の実績見込みによる不用額の減額を行おうとするものなどであります。

次に、議案第17号平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,261万4,000円を減額し、補正後の総額を7億6,741万3,000円にしようとするものであります。

主な内容は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する負担金について、年間所要額の見込みによる減額をしようとするものであります。

次に、議案第18号平成24年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ892万1,000円を減額し、補正後の総額を23億363万6,000円にしようとするものであります。

主な内容は、公債費について、長期償還金及び利子、合わせて892万1,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第19号平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,707万円を減額し、補正後の総額を9億6,827万円にしようとするものであります。

主な内容は、和知地区の農業集落排水事業について、本年度が事業最終年度で、管路網整備に係る事業量等の精査により、設計委託料及び工事請負費1億3,654万6,000円の減額、浄化槽設置が予定件数より下回ったことによる工事請負費450万円の減額などをしようとするものであります。

第2条地方債の補正につきましては、第2表のとおり、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業について限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第20号平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,695万9,000円を減額し、補正後の総額を9億5,008万8,000円にしようとするものであります。

主な内容は、簡易水道施設整備事業について、国庫補助対象事業費の減や入札差金等により水道建設事業経費7,225万8,000円の減額などをしようとするものであります。

第2条地方債の補正につきましては、第2表のとおり、簡易水道事業について限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第21号平成24年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正の内容は、収益的収入及び支出について変更しようとするものであります。

第2条収益的収入及び支出の補正について御説明いたします。

収益的収入の補正につきましては、病院事業収益の総額を2億6,063万7,000円増額し、82億1,291万2,000円にしようとするものであります。

収益的支出の補正につきましては、病院事業費用の総額を2億6,000万円増額し、82億19万8,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第22号平成24年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正の内容は、収益的収入及び支出並びに他会計からの補助金について変更しようとするものであります。

第2条収益的収入及び支出の補正について御説明いたします。

収益的収入の補正につきましては、水道事業収益の総額を266万円減額し、9億4,153万3,000円にしようとするものであります。

収益的支出の補正につきましては、水道事業費用の総額を247万5,000円減額し、9億

1,545万1,000円にしようとするものであります。

第3条他会計からの補助金について御説明いたします。

一般会計からこの会計へ補助を受ける金額について、266万円減額し、9,280万円にしようとするものであります。

以上、議案10件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号平成24年度三次市一般会計補正予算（第4号）（案）外9議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第13号外9議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第2号 平成25年度三次市一般会計予算（案）

議案第3号 平成25年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）

議案第4号 平成25年度三次市診療所特別会計予算（案）

議案第5号 平成25年度三次市介護保険特別会計予算（案）

議案第6号 平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）

議案第7号 平成25年度三次市土地取得特別会計予算（案）

議案第8号 平成25年度三次市下水道事業特別会計予算（案）

議案第9号 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）

議案第10号 平成25年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）

議案第11号 平成25年度三次市病院事業会計予算（案）

議案第12号 平成25年度三次市水道事業会計予算（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第9、議案第2号から議案第12号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第2号から議案第12号までの議案11件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第2号平成25年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ383億5,000万円を計上し、前年度予算に比べ8,000万円、率にして0.2%減の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

三次市予算案2ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの21の款で編成しております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、市民税について増収が見込まれるものの、固定資産税、都市計画税の減額を見込み、前年度予算に比べ1,681万6,000円、率にして0.3%減の66億6,252万円を計上しております。

地方交付税は、普通交付税の減額を見込み、5億1,549万1,000円、3.2%減の158億210万2,000円を計上しております。

国庫支出金は、上原願万地線整備事業が平成24年度で完了したことにより社会資本整備総合交付金が減となるものの、三良坂小中一貫教育校整備、酒河小学校校舎増築等整備に係る公立学校施設整備費負担金増額などから、3,581万5,000円、1.1%増の31億7,728万6,000円を計上しております。

財産収入は、基金運用益の増額などから、3,993万2,000円、22.7%増の2億1,551万5,000円を計上しております。

繰入金は、財政調整基金について、前年度は三次市土地開発公社保有の土地購入に要する経費等の充当として計上しておりましたが、事業完了により繰り入れを減額し、3億3,004万円、28.4%減の8億3,050万円を計上しております。

市債は、学校施設整備、塵芥処理施設整備、新庁舎建設事業などの事業の増により、5億9,884万5,000円、9.7%増の67億5,804万円を計上しております。

以上、歳入につきましては、市税等の自主財源の確保、国、県の動向を見きわめながら有利な財源の確保等に努めてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は、議会中継用設備等設置工事などの増から、前年度予算に比べ822万7,000円、率にして2.6%増の3億1,899万6,000円を計上しております。

総務費は、がんばる地域産業・施設整備支援事業、新庁舎建設事業の増額など、4億5,465万3,000円、率にして8.0%増の61億949万4,000円を計上しております。

民生費は、地域包括支援センターの法人設立支援事業、生活保護費などが増額するものの、児童手当、児童扶養手当などの減から、379万2,000円減の90億8,843万5,000円を計上しております。

衛生費は、いきいき健康日本一のまちを目指して取り組む健康運動推進事業、環境クリーンセンター等廃棄物処理施設整備事業の増などから、3億8,093万6,000円、12.8%増の33億6,495万円を計上しております。

農林水産業費は、農業集落排水事業について、平成24年度で和知地区の整備事業が終了したことによる特別会計への繰出金の減などから、1億7,684万9,000円、7.5%減の21億6,788万

5,000円を計上しております。

商工費は、がんばる産業支援事業の展開や中国横断自動車道尾道松江線を活用したオール三次観光交流事業、女性・シニア起業支援事業などの増から、8,551万5,000円、11.8%増の8億885万2,000円を計上しております。

土木費は、上原願万地線整備事業の終了、経済対策事業の平成24年度補正予算対応などにより、8億649万9,000円、15.9%減の42億5,702万2,000円を計上しております。

教育費は、三良坂小中一貫校整備事業、酒河小学校校舎増築整備事業、三次市歴史民俗資料館整備事業、スポーツのまち三次推進事業の増から、6億900万6,000円、27.9%増の27億8,881万3,000円を計上しております。

予算執行に当たりましては、関係機関や組織内の緊密な連携のもと、計画的な執行と事業進捗管理を行い、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めてまいります。

第2条債務負担行為につきましては、7ページ、8ページ記載の第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか28件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、9ページ記載の第3表のとおり、市民ホール建設事業ほか34事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を40億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用できるように定めようとするものであります。

次に、議案第3号平成25年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

医療給付費が年々上昇している現状において、国保財政は引き続き厳しい状況にあります。

平成25年度においては、医療費適正化事業や特定健診の受診率向上と効果的な保健指導の実施などの保健事業に積極的に取り組むとともに、保険税収納の取り組みを強化し、国保財政の安定的な運営に向けた取り組みを一層進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66億1,400万5,000円とし、前年度予算に比べ2,213万2,000円、率にして0.3%増の予算となっております。

第2条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第3条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内において、これら経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第4号平成25年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

17ページをお開きください。

市が設置する診療所は、診療所6カ所と歯科診療所2カ所があります。地域の医療機関として、安全・安心な地域づくりに寄与するため、地域の皆さんの医療の確保、健康増進及び福祉の向上に引き続き努めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,055万3,000円を計上し、前年度予算に比べ1,983万4,000円、率にして11.6%減の予算となっております。

これは、甲奴診療所への院外薬局誘致による医薬分業の成果と、平成25年度は高額医療機器の更新がないことによるものなどであります。

次に、議案第5号平成25年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

21ページをお開きください。

介護保険につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の適正な運営に努めているところであります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億6,420万5,000円を計上し、前年度予算に比べ1億6,359万7,000円、率にして2.4%増の予算となっております。

平成25年度においては、地域包括ケア体制の構築に向けて、在宅介護サービスの充実や地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、介護予防事業の充実強化を図ってまいります。

第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内においてこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第6号平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

25ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は、広島県後期高齢者医療広域連合が運営を行っています。保険料率の決定や賦課は広域連合が行い、各市町は徴収事務を担っており、本会計において保険料の収納及び広域連合への納付を行うものであります。

保険料については2年ごとに見直されることとなっており、本年度は据え置かれますが、被保険者数の増加が見込まれることから、保険料収入が増加するものと見込んでいます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億9,051万5,000円を計上し、前年度予算に比べ2,390万円、率にして3.1%増の予算となっております。

次に、議案第7号平成25年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

土地取得特別会計は、公共事業用地を先行取得するための歳入歳出を經理し、市による土地の取得の円滑化を図っております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107万4,000円を計上し、前年度予算に比べ113万4,000円、率にして51.4%減の予算となっております。

平成25年度においては、三次市土地開発基金の運用等に伴う利子相当分について予算計上を

しております。

次に、議案第8号平成25年度三次市下水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

33ページをお開きください。

公共下水道は、市民の皆さんの生活環境を改善するための基本的な都市基盤であり、引き続き整備を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億9,444万3,000円を計上し、前年度予算に比べ1億8,188万6,000円、率にして7.9%増の予算となっております。

平成25年度においては、公共下水道三次処理区における三次水質管理センターの整備並びに管渠布設工事や特定環境保全公共下水道布野処理区における水質管理センターの実施設計業務とうを実施していくために必要な経費などを計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか4件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、公共下水道事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円に定めようとするものであります。

次に、議案第9号平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

39ページをお開きください。

農業集落排水事業は、平成24年度において和知地区の整備が完了したことに伴い、今年度においては、農村地域の定住環境保全のため、処理施設等の適切な維持管理を行います。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,404万7,000円とし、前年度予算に比べ5億3,129万3,000円、率にして47.6%減の予算となっております。

平成25年度は、農業集落排水処理施設並びに特定配水処理施設等の維持管理に必要な経費が主で、事業費関係の予算は計上しておりません。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか3件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

次に、議案第10号平成25年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

43ページをお開きください。

水道は、市民生活や社会経済活動を支える上で必要不可欠な基盤であり、市民の皆様に安全で安心できる水を供給するために、引き続き計画的に整備を進めてまいります。また、施設の効率的運営に努め、健全な経営に取り組んでまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,101万3,000円とし、前年度予算に比べ533万9,000円、率にして0.5%増の予算となっております。

平成25年度においては、水道未普及地域を解消するため、作木、吉舎、三良坂及び三和において浄水場施設及び配水施設の整備を行うとともに、老朽管更新等に必要な経費を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか1件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、簡易水道事業について限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

次に、議案第11号平成25年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

病院事業につきましては、引き続き市民の皆様へ安全で安心な医療を提供するために、地域がん診療連携拠点病院として、陽電子放射線断層撮影装置（PET-CT）など高度医療機器の導入、医師や看護師などの増員による医療スタッフの充実に取り組むとともに、健全経営に取り組んでまいります。

第2条業務の予定量につきましては、業務量は、病床数、一般病床350床、患者数は年間延べ30万532人、1日平均1,073人を計画しております。うち、入院患者につきましては、年間延べ11億6,800人、1日平均320人、外来患者につきましては、年間延べ18万3,732人、1日平均753人を見込んでおります。

建設改良計画は、資産購入3億3,500万円、施設整備事業2億5,500万円であります。

第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入は病院事業収益81億460万5,000円、支出は、病院事業費用80億9,396万2,000円であります。

第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入は、資本的収入5億8,482万6,000円、支出は、資本的支出10億1,588万9,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,106万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、警備、清掃及び施設管理業務委託に要する経費ほか12件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入及び施設整備について限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条一時借入金の限度額は1億円に定めようとするものであります。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条棚卸資産購入限度額は、24億46万4,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

最後に、議案第12号平成25年度三次市水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。水道事業を取り巻く環境は、人口構成の変化、節水意識の向上や節水器具の普及による給水

収益の減少、施設の更新や施設管理経費の増加、企業債の償還など厳しい経営状況の中、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で安心できる良質な水を安定供給するため、給水区域の拡張、配水施設、浄水施設の整備及び老朽管路の更新を計画的に行ってまいります。

平成25年度においては、第4期拡張計画に基づき、山家町、栗屋町、三若町及び石原町における給水区域の拡張並びに配水管布設工事を行うとともに、老朽管更新を行ってまいります。また、向江田浄水場の施設更新を行ってまいります。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1万3,925戸、年間総給水量373万4,059立方メートル、1日平均給水量1万230立方メートル、建設改良費は6億7,515万4,000円を見込んでおります。

第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入は、水道事業収益9億4,397万2,000円であります。支出は、水道事業費用9億1,836万7,000円であります。

第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入は資本的収入6億6,329万5,000円あります。支出は資本的支出10億7,982万1,000円あります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億1,652万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、営業業務委託に要する経費ほか5件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、水道施設整備事業について限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条一時借入金の限度額は、1億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、他会計からの補助金として、企業債元利償還金及び特定多目的ダム法第35条の規定による特別納付金に充当するため、一般会計からの補助金の額を9,142万2,000円に定めようとするものであります。

第11条は、棚卸資産購入限度額を946万8,000円に定めようとするものであります。

以上、議案11件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号平成25年度三次市一般会計予算（案）外10議案については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第2号外10議案については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託をいた

します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第1号 三次市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第10、発議第1号三次市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(20番 平岡 誠君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 平岡議員。

[20番 平岡 誠君 登壇]

○20番(平岡 誠君) 失礼します。ただいま御上程されました発議第1号三次市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、助木達夫議員、伊達英昭議員、久保井昭則議員、福岡誠志議員、保実治議員、宍戸稔議員、新家良和議員、小池拓司議員と私平岡誠でございます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めること等とされたため、三次市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改めたことや、政務活動費を充てることができる経費の範囲を別表で定めたこと等であります。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより発議第1号三次市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(案)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 株式会社三次ケーブルビジョン問題について

○議長(沖原賢治君) 日程第11、株式会社三次ケーブルビジョン問題についてを議題といたします。

株式会社三次ケーブルビジョンについては、先般実施された三次市個別外部監査の結果報告において、市議会として看過できない指摘事項を受けております。

また、株式会社三次ケーブルビジョンは、本市が出資して設立した団体であり、その果たすべき業務は市民に大きく関与するものであります。

よって本市議会として、多方面から調査検討を行い、真に市民のためのものとする必要があります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております株式会社三次ケーブルビジョン問題については、13人の委員をもって構成する株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員会を設置し、これに付託上、調査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって株式会社三次ケーブルビジョン問題については、13人の委員をもって構成する株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま設置されました本特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、平岡議員、竹原議員、大森議員、林議員、伊達議員、久保井議員、須山議員、宍戸議員、新家議員、齊木議員、山村議員、桑田議員、小池議員、以上13名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました13人の議員を株式会社三次ケーブルビジョン問題調査特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

本特別委員会の正副委員長互選につきましては、本日本会議終了後委員会を開催し、互選等を行っていただきますので、年長議員にはよろしくお願いをしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 陳情第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について

○議長(沖原賢治君) 日程第12、陳情1件を議題といたします。

今期定例会において受理した陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

陳情第1号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出については、総務常任委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。

議案の調査及び研究のため、あすは休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よってあすは休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 2時27分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年2月28日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 平岡 誠

会議録署名議員 竹原孝剛